

日本労働年鑑 第27集 1955年版

The Labour Year Book of Japan 1955

第二部 労働運動

第三編 農民運動

第二章 災害・凶作をめぐる農民運動

第三節 営農資金獲得闘争

政府は「冷害による被害農家に対する資金融通に関する特別措置法」を決定したが、その大要は次の通りである。

- (一) 予算一〇七億七〇〇〇万円。農協その他の金融機関を通して冷害等凶作によって被害を受けた農家に、農業手形等の返済金、営農資金不足分を貸付ける。
- (二) 被害率に応じ、一戸当り一五万円(牛馬あるときは三万円追加)の限度内で融資する。
- (三) 利子は一般農村年一割二分五厘、開拓地は一割五厘。その利子のうち、六分は国、県、町村で(開拓地五分)、六分五厘は借受人が負担する(開拓地は五分五厘)。
- (四) 返済期間は二年(開拓地は二年以内)。国、県、町村は四割について損失を補償する。

凶作の打撃のひどかった地方の農民は、営農資金獲得、米麦を担保とせざる融資、飯米確保、共済保険金の支払い等を要求する運動を始めた。
つぎにその実例についてみよう。

青森県とくに三戸郡八戸市は平均三分作といわれ、農民の一部はヒエ、アワ、イモ等によって食いつなぐ状態にあり、市川村(高館米軍基地のあるところ)では、一二月一日約五〇〇名による村民大会がひらかれ、つぎのごとき要求を決議した。

- (一) 営農資金一戸当り三万円よこせ
- (二) 来年度種もみを政府で保証せよ
- (三) 災害補償金を現金でよこせ
- (四) 土地改良、防風防砂林をつくれ
- (五) 供出を免除せよ

このほか、上長苗代村、八戸市、下長苗代村などでは凶作問題で農民懇談会がひらかれ、滞納税金の棒引き、供出の免除等の要求が決定され、八戸市では凶作対策臨時国会の開催を要請する決議が行われた。(「農民運動資料」第六一号、五一頁)。

山梨県東八代郡錦生村の酪農家は凶作のため乳牛を手放す寸前に追いこまれたが、部落集会で相談の結果、一六〇〇万円の営農資金を要求することになり、一二月八日、村議、農協、農委の三者懇談会に一五〇人の村民も出席し、つぎの事項を決議した。

- (一) 土木事業をおこして越冬のための仕事をあたえること。
- (二) 恩賜林六万石の立木を払い下げること。
- (三) 営農資金を貸付けること。

その結果一〇日には公開村会がひらかれ、別に各部落より二人ずつの委員を出して委員会を結成した。

この運動は他部落にもひろがり、同月六日となりの八代村でも各部落民主団体共催の「救農村民大会」(約五〇名出席)が開かれ、(1)生産者米価一万二〇〇〇円 (2)消費者米価すえおき (3)営農資金の貸出し (4)税金の減免 (5)恩賜林の払下げ等を決定、実行委員をあげて要求実現をはかることになった。

茨城県東部の六一カ町村約三万名の農民は町村段階、郡段階の営農資金獲得同盟をつくり、町村県当局、県信連、農林中金に対し数十回の団交を行い、年末より五四年初めにかけて強力な闘争をつづけた。「三万二四六一カ町村、三万余の農民を直接代表する三千余の代表の交渉は、常東定期便と呼ばれて、関係当局を震撼させた。さらに常東定期便は県会をゆさぶり、また長駆して農林中金の牙城に迫った。かくして営農資金を当初の予定一〇億円を一六億に拡大し、農手を去年の倍にし、事業資金四億余円を県信連の資金計画に組込ませることに成功した。」(「常東農民新聞」第一号)。この営農資金獲得闘争は戦後常東農民運動の歴史の上でも、もっとも強力で大規模な展開をしめしたといわれる。

日本労働年鑑 第27集 1955年版

発行 1954年11月5日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2001年10月16日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1955年版(第27集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
